

特定母樹の指定・普及状況について

1. 特定母樹の指定状況

特定母樹とは、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木で、成長等に優れたものを農林水産大臣が指定したものです。

特定母樹は「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成25年5月)により制度化され、3年が経過し、これまでに森林総合研究所(林木育種センター)が申請し指定されたものは168系統となっています(表1)。

林木育種センター・育種場では、エリートツリー(第2世代以降の精英樹)の中から特定母樹指定基準を満たすものを中心に申請しており、特定母樹に指定された約8割(168系統のうち142系統)がエリートツリーとなっています。

表1 特定母樹の指定状況(平成28年3月末現在)

樹種	育種基本区					計
	北海道	東北	関東	関西	九州	
スギ		27	36	26	21	110
ヒノキ			4	14	1	19
グイマツ	1					1
カラマツ			38			38
合計	1	27	78	40	22	168

注) このほか、静岡県が申請したスギ5系統が特定母樹に指定されている。

2. 特定母樹の普及状況

指定を受けた特定母樹については、林木育種センター・育種場において、増殖を行い、平成27年3月から順次、要望のあった都道府県等に対して原種苗木として配布を行っています(写真1)。

平成27年度における配布状況は、12道県や認定特定増殖事業者に対して、スギ・ヒノキ・グイマツ約2,800本を配布しました(平成26年度は、約1,500本)。



写真1 育苗中のスギ特定母樹
(林木育種センター)

カラマツについては、関東育種基本区内で38系統が指定されているところですが、現在、林木育種センター長野増殖保存園にて増殖を行っており、平成29年度から配布する予定です(写真2、写真3)。



写真2 特定母樹に指定されたカラマツ



写真3 つぎ木により増殖中のカラマツ特定母樹
(長野増殖保存園)

3. 今後の方向

林木育種センター・育種場では、今後もエリートツリーの中から特定母樹への申請を進めていくとともに、都道府県や認定特定増殖事業者等からの要望に応えるため、特定母樹の増殖・育苗を行い、特定母樹の原種苗木を配布していく予定です。あわせて、より安定的な原種苗木の供給を行っていくため、原種園の整備も進め、林業の低コスト化に貢献していきます。

(育種部 指導課 山田 徹)